

平成二十年十月

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則

三 重 県

条 例	規 則
<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 (平成二十年十月二十四日三重県条例第四十一号) 改正 平成二十三年三月二十三日三重県条例第十七号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条―第六条)</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者の義務 (第七条―第十二条)</p> <p>第二節 土地所有者等の義務 (第十三条―第十五条)</p> <p>第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮 (第十六 条・第十七条)</p> <p>第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (第十八 条・第十九条)</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理 (第二 十条―第二十二条)</p> <p>第四章 雑則 (第二十三条・第二十四条)</p> <p>第五章 罰則 (第二十五条―第二十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例(平成七年三重 県条例第三号)の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正 な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めるこ</p>	<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 施行規則(平成二十年十月二十四日三重県規則第七十八号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者の義務 (第三条―第十三条)</p> <p>第二節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (第十四条 ―第十六条)</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理 (第十 七条)</p> <p>第四章 雑則 (第十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推 進に関する条例(平成二十年三重県条例第四十一号。以 下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める</p>

条 例	規 則
<p>とにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もつて県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。</p> <p>二 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。</p> <p>三 工場等 産業廃棄物を生じる工場又は事業場をいう。</p> <p>四 解体作業現場等 工作物の解体、改築又は新築に伴い産業廃棄物を生じる作業現場をいう。</p> <p>五 不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業</p>	<p>ものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない処理をいう。

六 不適正な処分 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分をいう。

(県の責務)

第三条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理を委託する場合においては、当該産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程におけ

条 例	規 則
<p>る処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（産業廃棄物処理業者の責務）</p> <p>第五条 産業廃棄物処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けた場合は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理しなければならない。</p> <p>2 産業廃棄物処理業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（土地所有者等の責務）</p> <p>第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、その所有地等の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者の義務

(処分を委託する場合の確認等)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければなら

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者の義務

(確認及び記録事項等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

- 一 自ら実地に調査し、及び確認すること。
- 二 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 確認の年月日
- 二 確認の方法
- 三 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況
- 四 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無
- 五 委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

第四条 条例第七条第二項の規定による報告は、不適正な処分が行われていることを知った後、遅滞なく、措置内容等報告書（第一号様式）により行うものとする。

条 例	規 則
<p>ない。</p> <p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第八条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三 産業廃棄物の種類及び数量 四 産業廃棄物の保管の方法 五 保管場所の使用開始予定年月日 <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。 二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保 	<p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第五条 条例第八条第一項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書（第二号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の付近の見取図 二 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図 三 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面 四 その他知事が必要と認める書類又は図面 <p>(保管場所に係る届出の適用除外)</p> <p>第六条 条例第八条第二項第一号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。</p>

管の場所を含む。)において産業廃棄物の保管をするとき。

三 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。

四 規則で定める一時的な保管をするとき。

五 特別措置法第八条に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。

七 法第十二条第三項及び第四項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。

3 第一項の規定による届出をした事業者は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

<p style="text-align: center;">条 例</p>	<p style="text-align: center;">(県内搬入に係る届出)</p> <p>第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p>	<p>2 条例第八条第二項第三号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から三日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。</p> <p style="text-align: center;">(保管場所の変更等に係る届出)</p> <p>第七条 条例第八条第三項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所(変更・廃止)届出書(第三号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(県内搬入に係る届出)</p> <p>第八条 条例第九条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入届出書(第四号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第二項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>

自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号へに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地
- 三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 四 産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要
- 五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所
- 六 その他知事が必要と認める事項

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 二 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 三 産業廃棄物の発生工程の概要図
- 四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

（指定特別管理産業廃棄物）

第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第六号から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。

（指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出）

第十条 条例第九条第二項本文の規定による届出は、県外

<p>しようとするときは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、この限りでない。</p>	<p>指定特別管理産業廃棄物搬入届出書（第五号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第二項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 指定特別管理産業廃棄物を生じる工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地</p> <p>三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 指定特別管理産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要</p> <p>五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類</p> <p>二 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>三 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図</p> <p>四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p>
<p>条 例</p>	<p>規 則</p>

(県内搬入に係る変更の届出)

第十条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の二十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(県内搬入の変更に係る届出)

第十一条 条例第十条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書(第六号様式)により行うものとする。

2 前項の県外産業廃棄物搬入変更届出書には、第八条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

第十二条 条例第十条第二項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書(第七号様式)により行うものとする。

2 前項の県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書には、第十条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 指定特別管理産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

(勧告及び公表)

第十一条 知事は、第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、県外排出事業者が第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

第十二条 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があつたと

条 例	規 則
<p>きは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。</p> <p>2 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があつたときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出を行つた県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による報告があつたときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。</p> <p>5 知事は、第三項の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。</p> <p>6 知事は、県外排出事業者が第三項の規定による報告を行わなかつたときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出</p>	<p>(指定特別管理産業廃棄物に係る公表)</p> <p>第十三条 条例第十二条第二項及び第五項の規定による公表は、三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開条例」という。)第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 前項の公表は、当該届出等に関する事務を所掌する農林水産商工環境事務所、農林商工環境事務所及び農政環境事務所(以下「農林水産商工環境事務所等」という。)において、一般の閲覧に供するものとする。</p>

事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第二節 土地所有者等の義務

(所有地等の使用方法等の確認)

第十三条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、当該他の者（以下「借地人等」という。）にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第十四条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第十五条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければ

条 例	規 則
<p>ならない。</p> <p>第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮 （産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等）</p> <p>第十六条 知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。</p> <p>（産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取）</p> <p>第十七条 知事は、法第十九条の五、法第十九条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 （産業廃棄物の処理状況の報告等）</p> <p>第十八条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>第二節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 （産業廃棄物の処理状況の報告方法等）</p> <p>第十四条 条例第十八条第一項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行うものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄物収集又は運搬状況報告書（第八号様式）</p>

<p>一 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲</p> <p>二 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名（法人にあつては、その名称）</p> <p>四 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地</p> <p>五 処理した産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>六 その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、産業廃棄物処理業者が第一項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。</p>	<p>一 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状況報告書（第九号様式）</p> <p>2 条例第十八条第一項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況</p> <p>イ 産業廃棄物の運搬先の処分業者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号</p> <p>ロ 当該産業廃棄物に係る処分を行う場所の所在地</p> <p>ハ 当該産業廃棄物の処分の方法</p> <p>ニ その他知事が必要と認める事項</p> <p>一 産業廃棄物の処分の状況</p> <p>イ 事業の用に供する産業廃棄物を処理する施設の状況</p> <p>ロ 収集又は運搬を行った者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号</p> <p>ハ 当該産業廃棄物の処分の方法</p> <p>ニ その他知事が必要と認める事項</p>
<p>条 例</p>	<p>規 則</p>

(行政処分等の公表)

第十九条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号、法第十九条の五第一項、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。

一 当該処分を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の処分（法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の

(報告された処理状況の公表事項等)

第十五条 条例第十八条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。

2 前項の公表は、報告者の事務所又は事業場の所在地を管轄する三重県環境森林部又は農林水産商工環境事務所等において、一般の閲覧に供するものとする。

(行政処分等の公表)

第十六条 条例第十九条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）及び法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があつたときは、その旨を公表することができる。

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等）

第二十条 事業活動に伴つてポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等）

第二十一条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければならない。

一 当該処分に至つた理由

二 当該処分を受けた者が産業廃棄物処理業者である場合にあつては、その許可の内容

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理

条 例	規 則
<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)</p> <p>第二十二條 保管事業者は、前二條の規定に該当するとき は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故 の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則 で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出 なければならない。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故 時の応急の措置の状況</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発 防止のための必要な措置</p> <p>三 その他規則で定める事項</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p> <p>第十七條 条例第二十二條第一項の規定による届出は、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる 届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明 したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（第 十号様式）</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩 化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発 生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書 （第十一号様式）</p> <p>2 条例第二十二條第一項第三号の規則で定める事項は、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を 保管する事業場の名称及び所在地</p> <p>三 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の 種類等</p> <p>四 紛失が判明した日又は事故が発生した日時</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p>

- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出の内容を公表することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。

第四章 雑則

(報告及び検査等)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(証明書の様式)

第十八条 条例第二十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第十二号様式)とする。

条 例	規 則
<p>第五章 罰則</p> <p>第二十五条 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第八条第一項の規定による届出をしなかつた者 二 第十八条第一項の規定による報告について、虚偽の報告をした者 三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 <p>第二十七条 第八条第三項の規定による届出をしなかつた者は、科料に処する。</p> <p>第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号。以下「生活環境保全条例」という。）第八十七条第一項又は第二項の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例第七條第一項又は第二項の規定に基づいてされた手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にその事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で保管している事業者についての第八條第一項の規定の適用については、同項中「保管を開始する日」とあるのは「平成二十一年六月三十日」とする。
- 4 この条例の施行前に生活環境保全条例第八十八條第一項の規定によりされた届出は、この条例第九條第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなし、生活環境保全条例第八十九條の規定によりされた届出は、この条例第十條第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、この条例第十二條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号。以下「生活環境保全条例施行規則」という。）第九十四條第一項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第三條第一項の規定によりされた手続その他の行為とみなし、生活環境保全条例施行規則第九十四條第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第三條第二項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。

条 例	規 則
<p>5 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十条第一項の規定によりされた勧告は、この条例第十一条第一項の規定によりされた勧告とみなし、生活環境保全条例第九十条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十一条第二項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>6 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十五条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十七条の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>7 第十九条第一項の規定は、この条例の施行前に知事がした処分については適用しない。</p> <p>8 この条例の施行前に生活環境保全条例第四百四条第一項の規定によりされた手続その他の行為（同条例第八十八条に規定する届出がなされた県外排出事業者に係るものに限る。）は、この条例第二十三条第一項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p>	

